

大口町立小中学校事務の共同実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大口町立学校管理規則（以下「管理規則」という。）第12条の12の規定に基づき、共同実施組織における組織、運営及び業務等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、効率化及び学校経営に関する支援を行うため、町内小中学校（以下「小中学校」という。）で構成する共同実施組織として、大口町小中学校連携事務グループ（以下「事務グループ」という。）を設置する。

2 事務グループは、小中学校の事務職員をもって構成する。

3 事務グループの運営責任者としてグループリーダーをおく。

4 グループリーダーは、原則として、事務グループの総括事務長とし、教育委員会が選任する。ただし、事務グループに総括事務長がない場合は、当該事務グループの事務職員の中から教育委員会が選任する。

5 グループリーダーの本務校を拠点校として、共同実施を円滑に行うものとする。

6 拠点校の校長は、事務グループを総括する。

(運営)

第3条 拠点校の校長は、事務グループにおいて処理する業務等について、小中学校の校長と十分協議したうえで、毎年度当初にグループリーダーが策定する共同実施計画を教育委員会へ報告しなければならない。

2 拠点校の校長は、共同実施計画を変更する必要がある場合は、小中学校の校長に了承を得た後、教育委員会へ報告するものとする。

(業務)

第4条 事務グループの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管理規則第12条の10に規定する別表第1に掲げる職務

(2) 教育委員会から委任を受けた事務

(3) その他共同実施を行うことが適当と認められる事務

(組織の構成員及び役割)

第5条 事務グループの構成員及びその役割は次のとおりとする。

職名	役割
総括事務長	○事務グループを代表する。 ○町内小中学校における前条に掲げる事務を総括する。
事務長	○総括事務長を補佐し、総括事務長が事故又は不在のときは、事務グループを代表する。 ○町内小中学校における前条に掲げる事務の事務処理を管理、監督する。 ○主査、主任及び主事の実務処理を指導する。
主査	○総括事務長及び事務長が事故又は不在の時は、事務グループを代表する。 ○町内小中学校における前条に掲げる事務を整理する。 ○主任及び主事の実務処理を指導する。
主任	○町内小中学校における前条に掲げる事務をつかさどる。 ○主事の実務処理を指導する。
主事	○町内小中学校における前条に掲げる事務に従事する。

(グループリーダーの役割)

第6条 グループリーダーは、事務グループの業務を円滑に行うため、教育委員会及び小中学校の校長と連携し、業務を処理する。

2 グループリーダーは、事務グループの業務を総括するとともに、当該事務グループの事務職員に対して業務の割り振り及びサービス管理を行い、事務処理等の指示を行う。

3 グループリーダーは、事務グループの定期的なミーティングにより情報共有を図るとともに、業務の繁閑を平準化し、効率的な事務運営を図るため、事務職員の指導育成に努める。

(専決事項)

第7条 小中学校の校長は、自らの権限に属する事務の一部をグループリーダーに専決させることができる。

2 専決させることができる事務は、次のとおりとする。

(1) 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること

(2) 教職員の児童手当の認定に関すること

(3) 公立学校共済組合及び愛知県教育職員互助会に係る事実の確認、その他の手続

(4) 教職員の給与等に係る報告

(5) 旅費に係る請求依頼の確認及び審査

(6) 会計経理に係る軽易な報告

(7) 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は専決させることができない。

(1) 事案が重要又は異例と認められる場合

(2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じる恐れがあると認められる場合

4 グループリーダーは専決した事項について、必要に応じ、関係校長に報告しなければならない。

(事務職員の身分)

第8条 事務グループの事務職員は、それぞれの所属する学校を本務校とする。

2 教育委員会は、小中学校の事務を事務グループで処理するため、事務職員が小中学校を兼務するよう、愛知県教育委員会へ内申する。

(事務職員の服務)

第9条 事務グループの事務職員の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は、本務校の校長が拠点校及び兼務校で業務に従事する場合は、当該校の校長がそれぞれ行う。

2 小中学校の校長は、共同実施計画に基づき、当該校を本務校とする事務職員に事務グループ及び兼務校への出張を命ずるものとする。

(学校事務連携会議)

第10条 小中学校の事務処理方法の調整及び事務処理における課題の解消等を図るため、学校事務連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

2 連携会議は、学校教育課職員及び小中学校の事務職員により組織する。

3 連携会議は、事務グループ又は教育委員会が必要と認めたときに開催するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。